平成２２年（フ）第５５号
新潟県新潟市西蒲区川崎324番地14、前住所新潟県新潟市西蒲区曽根1017番地14
債務者　鈴木　　芳
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９７号
新潟県新潟市江南区曽野木１丁目６番７－1438号
債務者　村木　由佳
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
岐阜県恵那市武並町藤2038番地98
債務者　ＴＡＫＡＥＴＺＵ　ＯＬＩＶＡ　ＭＡＲＩＡ　ＲＯＳＡ
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第３８号
静岡県伊豆市土肥328番地
債務者　関　　洋之
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
静岡県駿東郡清水町伏見630番地の１　フジハイム203、前住所静岡県三島市青木73番地の３　フォンテーヌ205
債務者　三上由美子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４２３号
愛知県春日井市高森台10丁目２番地２　６号棟210号室
債務者　島津　征機
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９１号
愛知県瀬戸市城ケ根町47番地の56、住民票上の住所名古屋市北区喜惣治２丁目177番地市営喜惣治荘６棟103号
債務者　古田　幸夫
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５７８号
名古屋市中村区中村中町３丁目73番地の２
債務者　菅　　初代
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９７号
名古屋市西区清里町149番地の１　リンピア牧野101号
債務者　米川　　勝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５８号
名古屋市東区出来町１丁目１番７号　ダイアパレス新出来405号
債務者　藤山　喜登
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５３号
愛知県江南市五明町天王８番地
債務者　箕浦　康一
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１６号
京都府舞鶴市字魚屋104番地
債務者　髙井　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２１年（フ）第１５９８号
堺市中区堀上町136番地11
債務者　阪口早由里
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２０１０号
堺市中区八田北町10番地81
債務者　ヒーリングサロン　アクアウィンドこと　松村和香代
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
大阪府松原市南新町５丁目13番40号
債務者　西川助三郎
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
大阪府松原市南新町５丁目13番40号
債務者　西川　律子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
大阪府羽曳野市はびきの４丁目20番８号
債務者　廣澤　　保
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係